省令

○総務省令第五十七号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百八十五条の十三第二項の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十七日

総務大臣　川端　達夫

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条の四の三第一号中「平成十七年十月一日」を「平成二十二年十月一日」に、「平成十七年国勢調査第一次基本集計第三表又は第四表」を「平成二十二年国勢調査人口等基本集計第三―二表」に、「表頭「総数」の表側「総数」を「表頭「総数（年齢）」のうち総数」に、「〇～四」、「五～九」、「十～十四」及び「十五～十九」を「（再掲）〇～四歳」、「（再掲）五～九歳」、「（再掲）十～十四歳」及び「（再掲）十五～十九歳」」に改め、同条第二号中「平成十七年十月一日」を「平成二十二年十月一日」に、「平成十七年国勢調査従業地・通学地集計その一第一表（常住地又は従業地・通学地による年齢（五歳階級）、男女別人口及び就業者数）」を「平成二十二年国勢調査従業地・通学地による人口・産業等集計第一表（常住地又は従業地・通学地による年齢（五歳階級）、男女別人口及び就業者数）」に、「「総数」を「「総数（男女別）」」に改め、同条第三号中「平成十七年十月一日」を「平成二十二年十月一日」に、「平成十七年国勢調査従業地・通学地集計その一第一表（常住地又は従業地・通学地による年齢（五歳階級）、男女別人口及び就業者数）」を「平成二十二年国勢調査従業地・通学地による人口・産業等集計第一表（常住地又は従業地・通学地による年齢（五歳階級）、男女別人口及び就業者数）」に、「「総数」を「「総数（男女別）」」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年六月二十七日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則一七―〇―一〇四

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表内閣府の部沖縄総合事務局の項中「公園・まちづくり調整官」を「公園・まちづくり調整官　適正業務指導官」に、「主任工事検査官」を「総括検査・技術指導官」に改める。

別表公正取引委員会の部事務総局の項中「審査管理官」を「参事官　審査管理官」に改める。

別表消費者庁の部内部部局の項中「消費者事故対応室長」を「財産被害対策室長」に改める。

別表総務省の部内部部局の項中「人事・恩給局参事官」を「人事・恩給局参事官、行政管理局管理官」に、「厚生企画管理室長」を「厚生企画管理室長　個人番号企画室長　情報システム室長」に改め、「行政手続・制度調査室長」を削り、「共同利用センター長」を「政府共通システム基盤センター長」に改め、「人事・恩給局、」の下に「企画調整課、」を加える。

別表消防庁の部内部部局の項中「救急企画室長　消防技術政策室長」を「消防技術政策室長　救急企画室長」に、「応急対策室長　防災情報室長」を「広域応援室長　防災情報室長　応急対策室長」に改める。

別表法務省の部最高検察庁の項中「監察室長　課長補佐（管理）　監察室長補佐」を「課長補佐（管理）」に改める。

別表外務省の部内部部局の項中「海上安全保障政策室長」を「海上安全保障政策室長　ハーグ条約室長」に改める。

別表財務省の部内部部局の項中「経済連携室長」を「経済連携室長　知的財産調査室長」に改める。

別表文部科学省の部内部部局の項中「国立大学法人評価委員会室長」を「国立大学戦略室長」に改め、「研究調整官」を削る。

別表厚生労働省の部内部部局の項中「情報企画室長　保健統計室長　国民生活基礎調査室長」を「保健統計室長　社会統計室長　世帯統計室長　賃金福祉統計室長」に、「労働条件確保改善対策室長」を「労働条件確保改善対策室長　医療労働企画官」に改め、「国際室長」を削り、「環境改善室長」を「環境改善室長　電離放射線労働者健康対策室長」に、「消費生活協同組合業務室長　中国孤児等対策室長」を「消費生活協同組合業務室長　生活困窮者自立支援室長　中国孤児等対策室長」に改め、「縦断調査室長」及び「、情報企画室長」を削り、「、国民生活基礎調査室長」を「、社会統計室長、世帯統計室長、賃金福祉統計室長」に、「、消費生活協同組合業務室長」を「、消費生活協同組合業務室長、生活困窮者自立支援室長」に改め、同部国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局国立知的障害児施設の項中「国立知的障害児施設」を「国立福祉型障害児入所施設」に改める。

別表農林水産省の部内部部局の項中「検疫対策室長」を「検疫対策室長　家畜防疫対策室長」に、「草地整備推進室長」を「草地整備推進室長　畜産危機管理官」に改め、同部農林水産技術会議事務局の項中「研究開発官　技術広報官」を「研究統括官　研究開発官」に改め、同部地方農政局の事務所又は事業所の建設所の項中「工事課長」を「課長」に改める。

別表国土交通省の部内部部局の項中「労働資材対策室長」に改め、「公園企画官」及び「港湾振興企画官」を削り、同部測地観測所の項を削り、同部地方整備局の項中「地方事業評価管理官　総括防災調整官」に改め、同部地方整備局の事務所の項中「海務調整官」を「専門官（人事又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。）」に改める。

別表気象庁の部内部部局の項中「地震情報企画官」を「地震津波防災対策室長　地震情報企画官」に、「海洋気象情報室長　統計室長」を「海洋気象情報室長」に、「海洋気象情報室長又は統計室長」を「地震津波防災対策室長又は海洋気象情報室長」に改める。

別表環境省の部内部部局の項中「環境管理技術室長」を「除染渉外広報室長」に改める。

別表会計検査院の部事務総局の項中「公会計検査室長」を「公会計検査室長　復興検査室長」に改める。

別表備考第一項中「平成二十四年二月二十九日」を「平成二十四年五月三十一日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。